

学校法人三幸学園
小田原短期大学
機関別評価結果

平成 27 年 3 月 12 日
一般財団法人短期大学基準協会

小田原短期大学の概要

設置者	学校法人 三幸学園
理事長	昼間 一彦
学 長	小沼 肇
A L O	村山 力
開設年月日	昭和 32 年 4 月 15 日
所在地	神奈川県小田原市城山 4 丁目 5 番 1 号

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
食物栄養学科		60
保育学科		140
	合計	200

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科（通信教育）	保育専攻	120
	合計	120

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育学科		170
	合計	170

機関別評価結果

小田原短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 27 年 3 月 12 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 25 年 6 月 12 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

「女子を人として教育する 女性として教育する 国民として教育する」という建学の精神は、様々な機会をとおして短期大学内外に徹底されており、理事長はじめ学長が中心となり、定期的に建学の精神の確認が行われている。両学科とも建学の精神に基づいて教育目的・目標が示されており、内外に様々な機会をとおして表明され、定期的に点検されている。

教育目的・目標に基づいて両学科の学習成果は明確に示されており、学内外に表明されている。「おだたん食育村」、「おだたんひろば」等での発表は、地域に貢献している。

理事長・学長の下に自己点検・評価委員会を組織し、規程に沿って実施され、定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

学位授与の方針は、卒業要件、成績評価の基準、資格取得要件等とともに、オープンキャンパス、入学前指導、オリエンテーション時などにおいて学生に説明され、学生便覧にも明確に示されている。

FD 活動として、研究授業や研究会等を意識的、積極的に取り組み、授業・教育方法の改善を図っている。また、SD 委員会規程に基づき、定期的に SD 研修を実施している。

学生募集要項に入学受け入れの方針を明確に示している。多様な選抜方法を実施し、入学手続き者に対して、「合格者セミナー」や「入学前研修」を実施し、適切な情報を提供している。

短期大学設置基準に定める教員数を充足した教員組織が編成されている。

事務組織は、「事務組織並びに職務分掌規則」、「管理職の範囲等に関する規則」等により、職務分担及び責任体制が構築されている。

校地及び校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。図書館は、短期大学として必要な図書、資料数、座席数が確保されている。固定資産・消耗品及び貯蔵品の管理については、「固定資産及び物品管理規程」、施設設備については、「経理規程」が整備され維持管理されている。

学内 LAN を構築し、定期的にシステム及び設備の更新を実施しており、常に新しいシ

システム等での教育環境に努めている。教員は、学内ハードウェア・ソフトウェアの操作について一定水準に達しており、常に技術向上に向けたトレーニングを行っている。

資金収支・消費収支は、過去3か年とも均衡がとれている。入学定員充足率、収容定員充足率も毎年妥当な水準で推移しており、安定的な財務体質を維持している。

理事長は、建学の精神及び教育方針を理解した上で、寄附行為に基づき理事会を招集し、学校法人としての業務運営を監督し、リーダーシップを発揮している。

学長は、議長として率先して教授会の運営に当たっており、平成23年度に学習成果と三つの方針に関して教授会で審議・検討し、その後、機会あるごとに確認するなど、教育の質の保証と教育体制の強化・充実に努めている。

監事は寄附行為に基づき、法人及び短期大学の業務及び財産の状況について監査し、理事会及び評議員会において、監査事項について意見を述べている。評議員会は寄附行為に基づき、理事定数の2倍を超える人数で構成されており、構成員も規定に従って適切に選任されている。

資産及び資金の管理・運営に関しては、厳格に管理するとともに、銀行定期預金及び国債の運用に限定し、安全かつ適正に行っている。また、私立学校法等の規定に基づき、教育情報及び財務情報をウェブサイトで公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に資する観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマA 建学の精神]

- 卒業時に両学科で行われる卒業宿泊研修では、箱根の伝統のある旅館に宿泊しながら、建学の精神を改めて確認するプログラムを企画し、2年間の学びを全学生、教職員で総括・確認し合っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマA 教育課程]

- 食物栄養学科におけるゼミ発表会、校外実習報告会や栄養教育実習報告会など、ゼミや個人単位の地域支援、学外実践、また、保育学科におけるゼミ発表や地域子育て支援活動などを通じて、学生自身が学習成果を確認し、次につなげる方法を確立している。

[テーマ B 学生支援]

- 入学前から系統的に「学びの姿勢自己診断」と「学びの力自己診断」を位置付け、グループ作りを意識したり、教員がコメントをして返したりなど入学後の学びの意欲に結びつけている。また、基礎学力演習を設け、基礎学力の充実を図ることによって、実習や就職につなげている。
- 1年生と2年生合同の社会人学生向けの「社会人・一人暮らしアワー」などきめ細やかな対応をしている。
- 小田原市から子育て支援センターマロニエでの運営を受託しており、全学をあげての活動は、地域の子育て支援に大いに貢献している。そのほか、短期大学独自の事業として展開している「おだたん食育村」や農業団体との共同事業「朝ドレファーム」への参加など、地域貢献において様々な取り組みを展開しており、多くの学生が深くかかわっている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 諸規程の変更に伴う帳票類の変更を行っているが、新旧の様式が混在しているものが散見されることから、チェックの徹底が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「女子を人として教育する 女性として教育する 国民として教育する」という建学の精神は、様々な機会をとおして短期大学内外に徹底されており、理事長はじめ学長が中心となり、定期的に建学の精神の確認が行われている。特に、卒業時に実施されている卒業宿泊研修は、改めて建学の精神を確認するプログラムが企画されており、2年間の学びを確認する試みである。

両学科とも建学の精神に基づいて教育目的・目標が示されており、内外に様々な機会をとおして表明され、定期的に点検されている。

教育目的・目標に基づいて両学科の学習成果は明確に示されており、学内外に表明されている。「おだたん食育村」、「おだたんひろば」等での発表は、地域に貢献している。シラバス作成時、年度当初の学科会で、両学科の学習成果の点検は実施されている。

両学科とも学校教育法、短期大学設置基準の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。学習成果の査定は各授業科目の特性に応じて様々な方法で行われている。学生による授業評価やそれを受けての教員の自己評価、研究授業とそれを受けての授業研究会を行っており、育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

理事長・学長の下に自己点検・評価委員会を組織し、規程に沿って実施され、定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。また、自己点検・評価活動は、おおむね全教職員で行われている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針は、ウェブサイトで三つの方針の一つとして示され、卒業要件、成績評価の基準、資格取得要件等とともに、オープンキャンパス、入学前指導、オリエンテーション時などにおいて学生に説明され、学生便覧にも明確に示されている。

保育士養成課程、幼稚園教諭養成課程、栄養士養成課程などの公的な資格の養成校であるという観点から、カリキュラムマップに科目の主題、科目の到達目標などを記載し、教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

入学者受け入れの方針を示し、資格の適性を確認することができるように面接を重視した入学者選抜方法の検討を重ねている。

全体的には学習成果について具体性があり、一定期間内で達成可能である。

教員は、日々の教育活動の中で学科の学習成果の獲得に向けて、様々な取り組みを行っている。年度末には教員懇談会を実施し、兼任教員も含めた総括と次年度に向けた課題を確認している。FD 活動として、研究授業や研究会等を意識的、積極的に取り組み、授業や教育方法の改善を図っている。

職員は、所属部署を通じて、授業への出席状況を把握し、必要に応じて教員に情報を伝えたり、単位取得に問題のある場合は個別に学生に対応し、教員につないでいる。また、SD 委員会規程に基づき、定期的に SD 研修を実施している。

入学前から学生の学習意欲を引き出す工夫や取り組みを行い、日常的な教育活動の随所に学科としての学習支援における努力がみられる。特に、両学科ともに、退学者の予防に努め、学習困難者には、個人別の補習を行っており、その体制が整っている。

学生募集要項に入学受け入れの方針を明確に示している。多様な選抜方法を実施し、合否の判定について、全教員が参加し、学科長と委員の進行の下で判定され、公平性が担保されている。入学手続き者に対して、「合格者セミナー」や「入学前研修」を実施し、適切な情報を提供している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員の任用・昇任人事については、教員選考基準に基づき任用・昇任されている。教員は、短期大学教育を担当するにふさわしい資格と資質を有している。

事務組織は、「事務組織並びに職務分掌規則」、「管理職の範囲等に関する規則」等により、職務分担及び責任体制が構築されている。事務処理は、「決裁規程」、「公印取扱規程」等に基づき事務処理されており、事務室内には業務に支障のないよう事務機器を整備している。ただし、諸規程の変更に伴う帳票類の変更を行っているが、新旧の様式が混在しているものが散見されることから、チェックの徹底が望まれる。

SD 活動に関する規程は整備され、組織的に取り組まれている。職員の資質向上、能力開発に資するため、内部研修の実施や外部研修に積極的に参加している。また、職員は各委員会のメンバーになっており、教員と連携をとりながら学習効果の向上に努めている。

校地及び校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。図書館は、短期大学として必要な図書、資料数、座席数が確保されている。固定資産・消耗品及び貯蔵品の管理については、「固定資産及び物品管理規程」、施設設備については、「経理規程」が整備され維持管理されている。

「災害応急マニュアル」が整備され、火災・地震に対し、年 1～2 回の訓練を含め、災害用の自家発電装置や乾パン、飲料水の備蓄等も確保され、緊急時の対応に備えている。

教員は、学内ハードウェア、ソフトウェアの操作について一定水準に達しており、常に技術向上に向けたトレーニングを行っている。各施設は、学生が主体的学習に取り組めるよう、パソコン室や教室の時間的開放等をしながら、学習環境の効果的利用に努めている。

資金収支・消費収支は、過去 3 か年とも均衡のとれたバランスのよい収支で推移している。入学定員充足率、収容定員充足率も毎年妥当な水準で推移しており、安定的な財務体

質を維持している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神及び教育方針を理解した上で、寄附行為に基づき理事会を招集し、学校法人としての業務運営を監督し、リーダーシップを発揮している。また、理事長は学長との連絡・意思疎通を取っており、理事会を理事会運営規程に基づき適切に運営している。ウェブサイトにも業務報告書などを公表しており、情報公開にも努めている。

学長の選任は学長選任規程に基づいて行われている。学長は、障がい者福祉に長く携わっており、学長として学校運営に当たる見識を有している。また、学長は、議長として率先して教授会の運営に当たっており、平成 23 年度に学習成果と三つの方針に関して教授会で審議・検討し、その後機会あるごとに確認するなど、教育の質保証と教育体制の強化・充実に努めている。

監事は寄附行為に基づき、法人及び短期大学の財産状況について監査し、毎会計年度に監査報告書を作成し、会計年度の終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、理事会及び評議員会において、監査事項について意見を述べている。

評議員会は寄附行為に基づき、理事定数の 2 倍を超える人数で構成されており、構成員も規定に従って適切に選任されている。評議員会は私立学校法に従い、理事長の諮問機関として適切に運営されているが、そうした手順が理事会及び評議員会の議事録に適切に反映されることが望まれる。

事業計画及び予算については、年度初めに、理事長から直接、業務の指示とともに示されている。各部門の予算は、各部門の責任者の責任の下に、適切に執行されている。資産及び資金の管理・運用に関しては、厳格に管理するとともに、銀行定期預金及び国債の運用に限定し、安全かつ適正に行っている。また、学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、教育情報及び財務情報をウェブサイトで公表・公開している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

小田原市から子育て支援センターマロニエの運営を受託しており、全学をあげての活動は、地域の子育て支援に大いに貢献している。そのマロニエの活動の中でも食物栄養学科・保育学科の教員が担当する講義は、両学科の学生の参加もあって、他にはない特色となっている。また、小田原市との共催事業として地域の保護者と子供のかかわりを支援する「おだたんひろば」を学内の手塚誠記念館で年10回程度開催している。さらに、地域の商工業団体との交流事業としての「小田原・箱根元気フェスタ」で、学生が地域住民との交流をして、学生自治会の地域活動委員会が子どもおもちゃ作り広場を設置したり、食物栄養学科創作の揚げパスタを販売したりした。このフェスタにはボランティアの学生も参加した。また、小田原市が開催する「北條五代祭り」にも学生自治会が参加して地域住民との交流を図っている。

当該短期大学独自の事業として「おだたん食育村」がある。食物栄養学科の学生の教育の一環であり、地域の小学生やその親たちとの交流活動である。平成25年8月実施の第11回「おだたん食育村」では参加者は地域の親子45人、学生21人、教職員11人、報道関係者5人の合計82人名で「親子でチャレンジ! 国産小麦粉でパンを作ろう!」のテーマの下、実に充実した交流活動であった。

行政、農業従事者、農業団体との事業「朝ドレファーマ」では、販売する商品の開発に食物栄養学科の学生が参加し、生産者との意見交換の後に、当該短期大学の学生の開発した「春の3姉妹いなり」が採用された。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 小田原市から子育て支援センターマロニエでの運営を受託しており、全学をあげての活動は、地域の子育て支援に大いに貢献している。また、短期大学独自の事業として展開している「おだたん食育村」や農業団体との共同事業「朝ドレファーマ」への参加など、地域貢献において様々な取り組みを展開している。